

議第 28 号

## 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例について

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

下呂市議会議員の市内旅行における費用弁償については、「下呂市非常勤の特別職職員  
の報酬及び費用弁償に関する条例」を引用しているため、同条例の改正に伴い、当該  
条例を改正するもの。

# 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前			
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）			
区分	議員報酬 月額	費用弁償	区分	議員報酬 月額	費用弁償	
					市外	市内
議長	370,000円	下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）に規定する市長に支給する旅費の例による。	議長	370,000円	下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）に規定する市長に支給する旅費の例による。	下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）に規定する非常勤の特別職の職員に支給する費用弁償のうち「市内（1日につき）」の区分を適用する。
副議長	300,000円		副議長	300,000円		
議員	270,000円		議員	270,000円		

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、同日以後の市外への旅行及び本会議等の出席に係る費用弁償から適用する。

## 【参考資料】

# 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

下呂市議会議員の市内旅行における費用弁償については、「下呂市非常勤の特別職職員  
の報酬及び費用弁償に関する条例」を引用しているため、同条例の改正に伴い、当  
該条例を改正するものです。

### 2. 概要

- (1) 下呂市議会議員の費用弁償について、市内外に関わらず、下呂市職員等の旅  
費に関する条例に規定する市長等に支給する旅費の例によるものとします。

(別表関係)

- (2) この条例は、令和5年4月1日から施行し、同日以後の市外への旅行及び本  
会議等の出席に係る費用弁償から適用します。

(附則関係)

